

対象経費	提出必要書類※ ¹	左記書類の例	備考※ ²
緊急雇用に係る費用（職員募集の広告費用）	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用しようとする職員の雇用予定期間がわかるもの ・広告掲載期間がわかるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に掲載した広告等の写し ・委託業者との契約書の写し又は領収書、納品書等の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内感染の終息までの期間を超えて長期間継続的に雇用する予定のものは対象とならない。
職業紹介料	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用しようとする職員の雇用予定期間がわかるもの ・派遣の場合は、派遣期間がわかるもの ・委託にかかる金額等がわかるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業者との契約書の写し又は領収書、納品書等の写し ・直接雇用の場合は、当該職員との雇用契約書・労働条件通知書の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設内感染の終息までの期間を超えて長期間継続的に雇用する予定のものは対象とならない。
介護サービス事業所・施設等の消毒、清掃費用（業者に消毒等を依頼した場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒・清掃等の費用内訳がわかるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書、納品書等の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・抗菌、コーティング等消毒の効果を超えるものについては対象とならない。 ・エアコン等空調機器の消毒等に係る費用は対象とならない。
感染性廃棄物の処理費用（ゴミ袋等物品を購入し、自施設等で行った場合）	<ul style="list-style-type: none"> ・購入した物品等の内訳、数量、金額がわかるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書、納品書等の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般ゴミの廃棄にかかる費用は対象とならない。 ・ゴミ箱は対象とならない。
感染者又は濃厚接触者が発生して在庫の不足が見込まれる衛生用品の購入費用	<ul style="list-style-type: none"> ・購入した衛生用品の内訳、数量、金額がわかるもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書、納品書等の写し 	<ul style="list-style-type: none"> ・平時の感染防止のために、購入する衛生用品は対象とならない。 ・空気清浄機等、消耗品でないものは対象とならない。
その他の経費※ ³	-	-	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書の写し等については、原則不要だが、必要に応じ証拠書類の提出を求めることがある。

※¹ 複数の介護サービス事業所・施設にまたがる経費を法人一括で費用負担等した場合の上表の対象経費については、当該対象経費の提出必要書類に介護サービス事業所・施設別の費用内訳がわかる書類を加える。（例として、事業者が任意様式で作成する按分表の他、領収書等の写しへ直接書き込むことによって費用内訳を明確化することも認める。）

※² 備考欄に記載する対象外経費は例示であるため、これ以外に県が対象外と判断し、申請書の補正等を求める場合がある。